平成２２年（フ）第３９７６号
大阪市平野区長吉長原東２丁目６番12―610号
債務者　新村タカ子
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４１６５号
大阪府摂津市鳥飼上５丁目３番１―401号
債務者　宮瀬　　茂
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４２０７号
大阪府摂津市千里丘東３丁目12番25号
債務者　清本建設こと　清本　桂文
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４２７６号
大阪市鶴見区放出東３丁目20番28号　Ｌａ・Ｃｈｅｚ－ｓｏｉＡ２
債務者　角田　知英
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４２８９号
大阪府茨木市西田中町７番６号の７
債務者　山田　正巳
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３７１号
大阪府門真市石原町12番２号
債務者　庄田ジュン（旧姓大嶺）
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４４６４号
大阪市東成区中道２丁目４番４―501号
債務者　金沢　清美
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４４６５号
大阪市東成区中道２丁目４番４―501号
債務者　金沢真由美
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４６０８号
大阪府吹田市樫切山21番Ｅ―1109号
債務者　梛木　　馨
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４６０９号
大阪府吹田市樫切山21番Ｅ―1109号
債務者　梛木　節子
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４７９６号
大阪府寝屋川市三井が丘１丁目12番28―305号
債務者　坂本　正宏
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４８７０号
大阪市東淀川区北江口３丁目２番16―307号
債務者　中川　利香
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４９４２号
大阪市西区立売堀５丁目６番22―402号
債務者　足立奈津子（旧姓沢村）
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４９８７号
大阪市住吉区山之内５丁目３番86号
債務者　山本由美子
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５０９４号
大阪府豊中市南桜塚１丁目２番１―612号
債務者　辻　　鐵夫
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５１０７号
大阪府池田市緑丘２丁目５番19号１号室
債務者　松村健三こと　沈　　健三
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５１２４号
大阪府枚方市上野２丁目９番45―505号
債務者　家方佳称子
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５１２７号
大阪市東成区中本４丁目１番11―708号
債務者　井上　有加
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部